平成２９年（フ）第６号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字山王平19番地
債務者　鈴木　志保
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第９号
群馬県高崎市金古町1429番地１　代田荘２号
債務者　関　　若枝
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６８８号
埼玉県狭山市入間川1444番地の28　レオパレスイーグルＶ一101
債務者　三上　雄介
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１号
埼玉県川越市仲町14番地６（田口ビル４階Ｂ号室）、前住所埼玉県川越市仙波町１丁目15番地13（竹田住宅４号）
債務者　石川　利文
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３７号
静岡県沼津市下香貫柿原2844番地の５　みんなの家Ｍ＆Ｍ202、前住所静岡県三島市栄町５番20号　レオパレス栄町201
債務者　飯塚　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
静岡県駿東郡長泉町下土狩196番地の２
債務者　長谷川祝昭
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
愛知県岡崎市板屋町100番地１　レオパレスマカービルシャナ　204
債務者　森田　悠司
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
京都府舞鶴市字上漆原164番地
債務者　渡邉　伸二
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
北海道樺戸郡新十津川町字中央316番地３
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第７号
北海道登別市幌別町８丁目９番地幌別東団地74Ｒ１一101号
債務者　加藤　ミヱ
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第８号
北海道伊達市南稀府町266番地11
債務者　高橋　浩章
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
愛知県一宮市開明字中屋敷３番地１　ロイヤルシティⅡ　103号
債務者　北川まゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７８号
兵庫県小野市小田町1910番地の657
債務者　渡邉　翔太
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３号
大分県日田市大字三和2657番地１　アグリティーノＢ棟203号
債務者　和田麻衣子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第２２６号
秋田市大町４丁目６番９号
債務者　小林　由紀
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０号
福島市南沢又字上並松２番地の１　県住３一403
債務者　渡邉　夕子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３６８号
茨城県小美玉市納場870番地100　常陽テラス１号棟１号室
債務者　滝澤　久彦
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
水戸地方裁判所